令和８年度 本試験講評

１．総　評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。総ページ数も 53 ページとページ数は標準よりやや少ない（昨年からは３ページ増）といえますが、問題文が長文のものも多く、時間配分がやや難しかったといえます。

内容的には、基礎法学－標準、憲法－難、行政法－易、民法－標準、商法－標準、多肢－難、記述－易、基礎知識－難、といったところで全体的には標準といえます。

法令科目全体でみた場合、択一の行政法や、記述式が易しかった反面、択一式の基礎法学や憲法、多肢選択式が難しかったといえます。易しかった記述式の問題で部分点を積み重ねて 30～34 点は得点し、また、行政法の基本問題を確実に得点することで、難しかった基礎法学や憲法、多肢選択式での失点をカバーして、合格点を獲得する問題だったといえます。

基礎知識の出題の内訳は、一般知識５問、諸法令２問（内訳は行政書士法・住民基本台帳法から各１問）、情報系４問（情報通信系３問、個人情報保護法１問）、文章理解３問でした。内容的には、一般知識と情報系が難しく、文章理解にも１問難問がありました。反対に、諸法令２問、個人情報保護法１問、文章理解２問は比較的容易にクリアできたと思います。

合格ラインとしては、法令択一問題を 25 問正解で 100 点。多肢選択式を空欄８個正解で 16 点。記述式で 32 点。基礎知識は８問正解で 32 点。合計 180 点。これが一般的な合格条件になるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の 14.54%から若干下がって、12%前後の合格率になるのではないかと予想します。

２．法令・５肢択一式　　やや難

【基礎法学】標準

問題２は得点したいところです。

問題１は戦前の司法制度に関する問題でした。戦前の判事と検事の役割や司法省の存在を知識として押さえている方は少ないと思われ難問といえます。問題２は外国人・外国会社に関する問題でした。難解な知識が問われています。ただ、正解となる肢２が、外国人に参政権が認められてはいない、という非常に易しい知識を問うている肢ですので、容易な問題と言えるでしょう。

【憲法】難

憲法は、人権から３問、統治から２問出題されました。人権は、刑事収容施設における基本的人権の尊重、表現の自由への制約、職業の自由・財産権の制約という典型テーマでしたが、１肢１肢がやや難解で長文だったため、時間がかかったり、読み違い読み飛ばしをしたりするリスクが高い問題でした。難易度的にも判例の深い理解が求められるものが多く難問ぞろいでした。得

点するのが難しいといえます。統治は、政党、財政民主主義に関する問題でした。国会・内閣・裁判所という典型テーマから外れた、ややマイナーテーマといえるものでした。ただし、問題７の財政民主主義に関する問題は正解肢が簡単でしたので、問題７の１問は正解したいところです。

人権３問（問題３～５）は難問です。問題３。刑事収容施設を素材とした人権享有主体に関する問題でした。肢２は正誤判断が容易ですが、それ以外が判例の違憲審査基準を問うようなものもあり、正誤判断が難しかったといえます。問題４。表現の自由に関する新しい判例に関する問題です。単なる合憲・違憲の判断ではなく、検討要素や、判断基準、さらには判決で示された認定判断まで問われており、難問です。問題５。職業の自由・財産権の制約という経済的自由権に関する問題でした。肢１・３・４・５は重要判例の知識を問うものですので、比較的正誤判断は容易ですが、正解となる肢２については、財産権の制約の合憲性の審査は「比較的緩やかに審査される」という知識があれば、「慎重に審査する」ことにはならないと判断できます。積極的に肢２が誤りとするか、そうでなくても、肢２以外の肢を判断して、消去法で答えを出すようにして、なんとか正解にたどり着きたい問題といえます。統治２問（問題６・７）について。問題６。憲法上、政党について明文がないので、テーマとしてはマイナーといえます。肢１・２は有名な判例ですので正誤判断は容易ですが、それ以外は、知らないと正誤判断が難しい問題といえ、難易度としては標準か、やや難しいと言える問題でした。問題７。財政民主主知をテーマとした問題ですが、この問題で問われている内容は、憲法の条文から判断できるものも多く、得点して欲しい問題でした。

憲法では、問題５と問題７の２問は得点したい問題でした。

【行政法】易

例年通り、行政法は易しい問題が多かったのですが、問題 16・21・26 のように、難易度の高い問題もあり、16 問の正解が合格ラインといえます。

問題８～10 の一般的な法理論。私法法規の適用１問、行政指導１問、義務履行確保手段１問と典型テーマからの出題です。問題８・10 は易しい問題でしたが、問題９は長文問題だったこともあり、標準的か、やや難しい問題だったといえます。とはいえ、できればすべて正解したい問題です。問題８。行政指導に関する問題です。いずれも正誤判断は容易でしたので、正解したい問題です。問題９。私法法規の適用に関する判例問題です。判例も典型的なものが多いのですが、長文のため、時間をかけすぎないことがポイントとなるでしょう。問題 10。この問題で問われていることは基本的なものばかりです。得点したい問題です。

問題 11～13 の行政手続法。聴聞手続、意見公募手続、理由の提示と、いずれも典型テーマです。ひねりもなく、オーソドックスな条文問題ですので、３問ともに正解したい問題です。

問題 14～16 の行政不服審査法。聴聞、再審査請求、執行停止というテーマでした。問題 14 は簡単ですが、問題 15 は標準、問題 16 は難問といえます。何とか問題 14・15 の２問は正解したいところです。問題 14。執行停止については典型テーマ、ヤマとなっていたテーマといえますので、是非得点したい問題です。難易度的にも容易でした。問題 15。再審査請求はマイナーテーマといえます。ただし、条文知識を問う問題ですので、何とか正解したい問題です。問題 16 は行政不服審査会に関する問題です。行審法でもマイナーテーマ、かつ、難問です。得点できなくても問題ありません。

問題 17～19 の行政事件訴訟法。審理、原告適格、非申請型義務付け訴訟でした。いずれも問われていることは基本ですから、なんとか３問正解したい問題です。問題 17。長文問題ですが、問われている知識は基本ですので、できれば正解したい問題です。問題 18 は原告適格に関する重要判例ですので、得点すべき問題です。問題 19 は、非申請型義務付け訴訟の訴訟要件などを問う問題で、基本です。これも得点したい問題です。

問題 20・21 の国家賠償法。損失補償。国賠１条と損失補償に関する判例問題です。問題 20。１条の解釈に関する判例問題です。問われている判例知識も基本ですから、正解したい問題です。問題 21。損失補償の問題です。深い判例知識が問われており難問です。

問題 22～24 の地方自治法。財務、事務、市町村に関する問題です。２問は得点したい問題です。問題 22。条文穴埋め問題ですし、候補となる語句も用意されているので、易しい問題といえます。正解したい問題です。問題 23 は地方自治の事務に関する問題です。問題形式がすこし変わっていますが、問われている知識は基本ですので、正解できる問題です。問題 24。市町村に関して、マイナーな知識が問われています。なかなか手が回らないところですので、難問といえます。

問題 25・26 の行政法総合問題。問題 25 の１問は正解したい問題です。問題 25。情報公開法からの出題です。長文問題ですが、問われている知識として、肢エの情報公開法の目的や、肢オの不開示情報に関する知識の正誤判断は比較的容易ですので、正解を絞り込み、何とか正解にたどり着きたい問題だったといえます。問題 26。出入国管理行政の法制度に関する問題ですが、肢１・２・４のように簡単な肢もありますが、全体的に難易度は高く、正解するのは難しい問題といえます。

【民法】標準

民法は、例年に比べて、易しい問題が多かったという印象です。出題内容は、総則２問、物権２問、債権４問、家族法１問のオーソドックスな出題でした。問われているテーマも法律行為（意思表示）、代理、抵当権（物上代位）、債務不履行・受領遅滞、相殺、請負、不法行為、相続の効力とメジャーなところからの出題が中心です。物権では、相隣関係というマイナーテーマも出題されていますが、難易度は簡単でした。問題 27、29、32、33、34 の５問を確実に正解し、残りの４問中、何問上積みできるかが勝負です。

問題 27・28。総則は、法律行為（意思表示）、代理という典型テーマからの出題でした。正解肢となる問題 27 の肢４は基本的知識を問うものでした。問題 28。肢１はやや難問といえます。他の肢も簡単とまではいえず、標準的もしくはやや難しいと言える問題でした。

問題 29・30。物権。今年も２問の出題です。問題 29 は相隣関係からの出題です。マイナーテーマではありますが、正解となる肢４は、相隣関係の基本の基本の知識ですから、容易に正誤判断できます。正解したい問題です。問題 30。抵当権の物上代位性に関する問題です。判例知識もあり難問といえます。事例設定も複雑なものもあり、事案の正確に把握することだけでも時間がかかります。正解するのは難しいといえます。時間をかけずに、どれだけ早く見切りをつけられるかがポイントといえる問題です。

問題 31～34。昨年に続き、債権からは４問出題されました。問題 31 は債務不履行・受領遅滞に関する問題でした。知識的には少し細かいところが問われており、標準的もしくはやや難しい問題だったといえます。問題 32。相殺適状に関する問題です。相殺に関する問題は難問になりが

ちなのですが、本問は事例問題でもなく、相殺の基本的な知識を問うもので、高くありません。ただ、長文問題ではあるので、肢をじっくり読んで正誤判断できたかどうかがポイントでした。正解したい問題です。問題 33。請負からの出題です。特に難しい肢はなく、請負の基本知識ですので、正解したい問題です。問題 34。不法行為に関する問題です。こちらも長文問題ではありますが、肢１や肢２のように難しい肢もありますが、正解となる肢３は簡単ですし、肢４・５も基本的なもので、正解したい問題です。

問題３５。家族法からは、相続からの出題でした。マイナーな知識が問われており、なかなか正誤判断が難しいものが多く、組合せ問題でも、難問といえます。

【商法】標準

例年全問難問となる商法ですが、今年は、問題 36・37 は易しい問題でした。この２問を確実に得点して、残り３問のうち１問得点できればよい問題です。

問題 36。商法。商号に関する問題です。正解となる肢４は基本の基本ですから、短時間で正解できるサービス問題といってもいい問題です。正解すべき問題です。問題 37。定款に関する問題です。正解となる肢５の資本金の額は定款の記載事項ではないという基本知識で解けますので、正解すべき問題といえます。問題 38～40。いずれも超難問とはいえませんが、勉強していないと正解できない問題です。その意味では、難易度は標準的といってもよいでしょう。各問題について、簡単に正誤判断できる肢（例えば、問題 38 肢２、問題 39 肢４、問題 40 肢１）を正誤判断して、肢の絞り込みをかけて、正答確率を少しでも高めるような解き方が有効です。

３．法令・多肢選択式　　難

多肢選択式は、問題 41 は過去５肢択一式（平成 25 年問題３）で藤田裁判官の意見がそのまま空欄補充問題として出題されていました。また、問題 42・43 は令和７年の最新判例からの出題でした。

問題 41 はア・イを埋めるのは難問でしたが、ウ・エは過去問（平成 25 年度・問題３の空欄ア・ウと同じ）をこなしていれば簡単に解けるところですので、２空欄４点は得点したい問題です。問題 42 は、令和７年の判例ですので、フォローできていた方はそんなに多くないかもしれませんが、空欄ア・イは「法律上の争訟」の意義を問うもので、ここは正解したいところです。空欄ウの「法人格」、空欄エの「地方自治の本旨」は、よく考えれば、現場思考でも正解することができたといえますが、難易度としては簡単でもなく、難しくもない標準だったといえます。空欄ア・イ両方とウ・エどちらかを正解して３つの空欄、６点は得点したい問題です。問題 43 は、一番の難問といえます。判例を知っていればそこまで難しくないのですが、知らないと、空欄ア・イについては、「専門技術」「政策」が入ることが分かったとしても、どちらに「専門技術」が入り、どちらに「政策」が入るか確定させるのはかなり難しい問題だったといえます。空欄ウ・エについても、内容をじっくり読んで考えて挿入することもできますが、時間がかかることを考えると、難問といえます。なんとか、３つの空欄、６点は得点したい問題です。問題 41 は４点、問題 42・43 は６点、合計 16 点は得点したいところです。

４．法令・記述式　　易しい

今年の記述問題は、知識的には、択一で出題されたら容易に解答できるような、いずれも易しいレベルの問題だったといえます。しかし、問題 45 のように、いざ記述で書くとなると、正確な表現が思い出せずに書けないというような問題もありました。学習が進んでいる方と、そうでない方の差が大きく出る問題だったといえます。学習が進んでいる方であれば、問題 44 で 16 点～20 点、問題 45 は 12～16 点、問題 46 も 10～14 点、で 38～50 点程度は得点できる問題だといえますが、学習が進んでいないと、問題 44 で８～12 点、問題 45 は６～８点、問題 46 は 4～８点、で 18～28 点程度になる問題だといえます。

行政法の問題 44。行政事件訴訟法からの出題です。これで５年連続、行政事件訴訟法からの出題となりました。「いかなる事実に基づき」「どのような理由により」「どのような判決を下すべきか」の３点が問われています。本件は、訴えの利益が消滅する判例がある事案ですので、「どのような理由」は、「取消訴訟の訴えの利益の消滅」になります。また、訴えの利益は訴訟要件ですから、それを書く場合は「却下判決」となります。そして、これがいかなる事実に基づくかについては、「開催予定日が経過」したという事実になります。「開催予定日の経過」が４点、「取消訴訟の訴えの利益の消滅」という理由が８点、「却下判決を下すべき」が８点と予想します。いずれも、基本的な知識ですので、満点も可能、合格するなら、少なくとも 16 点は得点したい問題といえます。

民法の問題 45。所有権の移転時期と種類債権の特定という物権と債権の融合問題です。前半の所有権の移転時期の「目的物が特定した時」は得点したいところです。次の「具体的」に「Ｂ酒屋のどのような行為がある時か」については、具体的には「ビール 30 本を分離し」「引渡しの準備を整えて」、「Ａに通知した時」となります（最判昭 30.10.18）。「ビール 30 本を分離し」が４点、「引渡しの準備を整えて」が４点、「Ａに通知した時」が４点の配点と予想します。条文上の表現として、民法 401 条２項に「債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し」とありますが、問題文では「具体的に」Ｂ酒屋がどのような行為をした時か、と問われていますので、条文上の表現では得点できない可能性が高いです。また、「債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したとき」については、本問では、ＡＢ間で「甲メーカーの 500ml の瓶ビールであればどれでもよい」とすでに契約の内容が示されていので、この要件の検討は不要で、正解とはならないといえます。合格ラインとしては 12～16 点は得点したい問題です。

民法の問題 46。債権分野から併存的債務引受に関する問題です。ヤマと言われているテーマですので、解けた方が多いのではないかと思われます。まずは、事例から、これが「併存的債務引受」であることを捉えなければなりませんが、「『Ｂもまた』ＡのＣに対する貸金返還債務を負担」と書かれており、貸金返還債務自体を負担することになることから、「保証債務」ではありません。また、「『Ｂの』Ｃに対する貸金返還債務」と書かれていることから、ＡＢのＣに対する関係を表す「連帯債務」でもありません。両方を満たすものとして、「併存的債務引受」が答えとなります。この部分は８点の配点と予想します。併存的債務引受が成立する要件としては、「債権者が引受人となる者に対して承諾をした時」（民法 470 条３項）に成立しますので、これを本問に引き直して「ＣがＢに対して承諾をした時」となります。ここは全て解答できて６点、「Ｂに対して」がなかった場合には４点と予想します。さらに、成立した場合には、「併存的債務引受の引受人は、債務

者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する」（民法 470 条１項）ことになりますので、ＡＢＣ間に生ずる法律関係は「ＡＢのＣに対する連帯債務関係が生じる」ことになります。ここは６点と予想します。合格ラインとしては、10～14 点は得点したい問題です。

５．基礎知識　　難

基礎知識は、政治２問、経済２問、社会１問、諸法令２問、情報４問、文章理解３問でした。

政治の問題 48 は易しい問題。諸法令の問題 53 の行政書士法、問題 54 の住民基本台帳法も基本問題でした。文章理解の問題 58・59 も簡単でしたので、まずこの５問は必ず得点したい問題といえます。ただ、それ以外の政治経済社会、情報系の問題や、文章理解の問題 60 は難問といえ、基準点を超えることは難しくはないと思われますが、基礎知識で得点を稼ぐのは難しい問題だったといえます。なんとか、６問死守して、＋１問、２問得点できれば合格点というところです。

一般知識科目の５問は、例年通り、時事問題も含めての出題でした。問題 47 のイラン情勢は時事的な要素もありますが、問われている内容は難しいものが多く難問です。問題 48 は肢エ・オが誤りという判断は容易なので、この問題は得点したいところです。経済の問題 49 の金利、問題 50 の経済指標に関する問題も自信を持って答えられる肢がなく難問でした。問題 51 の宗教は、肢２・４は比較的簡単に判断できますが、それ以外の肢は、知らないと手も足も出ないようなものですので、難問といえます。

諸法令の問題 52・53 はいずれも基本でしたので、得点しなければならない問題です。

情報分野は難問でした。問題 54 の情報流通プラットフォーム対処法は、情報通信関連法では、ヤマとされていた問題でしたが、かなり突っ込んだところまで問われているので、難問といえます。問題 55 の「クリエイティブ・コモンズ」という著作権ライセンスの問題ですが、正確に正誤判断できない専門用語に関する知識を問うもので難問です。問題 56 のサイバーセキュリティはホットな時事問題ですが、知らなければ答えられないものばかりで難問の部類に属します。個人情報保護法については、認定個人情報保護団体について問われています。このテーマは、個人情報保護法の中でもややマイナーテーマといえますが、問われている内容はそれほど難しいものではなく、できれば得点したい問題でした。

令和８年度の行政書士試験の講評は以上となります。